

広報 小田川



発行所 小田川土地改良区	責任者 理事長 鳴海義男
五所川原市金木町芦野210-3 TEL 0173(53)2552	土地改良区の概況 (4月1日現在)
FAX 0173(52)2381	受益面積 4,066ha
http://odagawa.jp	組合員数 2,589名

第49回通常総代会開催

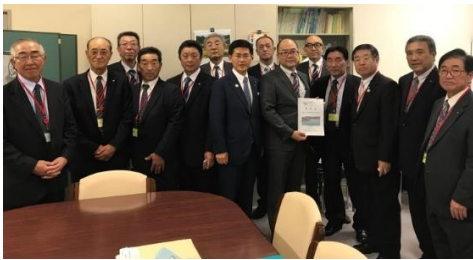
平成31年3月28日小田川土地改良区第49回通常総代会が総代現員数55名中54名が出席し、金木公民館大ホールにおいて開催されました。鳴海理事長挨拶の後、東北農政局津軽土地改良建設事務所の太田所長が来賓を代表して祝辞を述べ、議長に議席番号9番加賀谷勝雄総代を選任し、議事が進められ、報告事項1件、承認事項7件、議決事項9件の全議案が原案どおり可決され、無事閉会いたしました。

- 議案第 1号 平成31年度一般会計収入支出予算議決について
- 議案第 2号 平成31年度役員報酬議決について
- 議案第 3号 平成31年度決済金算定基準議決について
- 議案第 4号 平成31年度賦課金の賦課徴収の時期並びに方法議決について
- 議案第 5号 平成31年度長期借入金の借入議決について
- 議案第 6号 平成31年度一時借入金の借入議決について
- 議案第 7号 平成31年度余裕金預入先金融機関議決について
- 議案第 8号 小田川土地改良区規約一部改正議決について
- 議案第 9号 小田川土地改良区飯詰第一頭首工管理規定施行議決について

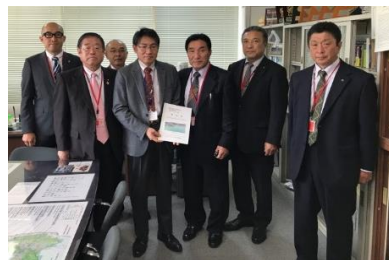


国営小田川二期地区促進協議会要請活動及び現地視察

平成30年11月6日から8日促進協会長（本区鳴海理事長）、副会長代理五所川原市三橋経済部長、監事五所川原市議会磯辺議長及び小田川土地改良区役員による国営小田川二期地区土地改良事業の促進等について、農林水産省、東北農政局、財務省、県選出国會議員へ農業農村整備予算の確保及び国営造成施設の更新・整備に関する要請活動を行い、最終日には仙台東建設事業所管内の復興状況や排水機場、大区画ほ場整備の現地視察を行いました。



横井整備部長(農林水産省)



高居農村振興部長(東北農政局)



木村次郎衆議院議員同行(財務省)



津島淳衆議院議員

平成30年度 21世紀土地改良区創造運動 「地域コミュニティー部門賞」 受賞

平成31年3月26日、東京都で行われた全国水土里ネット表彰式において、地域活動が評価され、21世紀土地改良区創造運動の「地域コミュニティー部門賞」をいただきました。

当区では、農地と農業用施設を重要な地域資源ととらえ、地域一体となった保全管理体制を構築することが必要であるとの考えのもと、平成13年度から21世紀土地改良区創造運動に取り組んでいます。

これからも非農業者を含めた地域住民が一体となり、農業資源の保全と地域の発展に努めていきます。



「水の旅」田んぼの水はどこから来て、どこへ流れていくの？

21世紀土地改良区創造運動の一環として毎年行っている、農業施設を巡る現地学習「水の旅」を関係機関の協力を得ながら実施しました。

この学習のねらいである農業施設が持つ生態系保全機能等の多面的機能や施設を維持管理する土地改良区の役割と存在を学習してもらいました。

また、身近な場所の清掃活動で環境を保護し、地域社会の一員としての自覚を持ってもらうことを目的とした「奉仕活動」も金木高校1年生及び川倉老人クラブにより実施されています。本年も金木小学校、いずみ小学校4年生を対象に実施いたします。



金木小学校 小田川ダムにて

任期満了に伴う総代及び役員改選のお知らせ

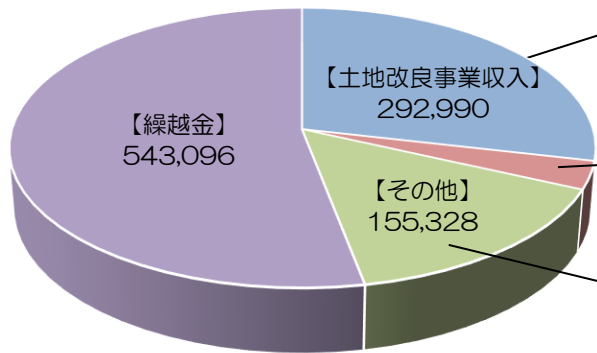
本年9月22日をもって現総代の任期が満了になります。また、現役員も本年10月21日をもって任期満了となります。これに伴う選挙を総代は8月頃、役員は10月頃を予定しております。総代選挙の期日等詳細については、広報号外にてお知らせします。

※総代選挙については、選挙人名簿確定（任期満了の50日前）以降に届出された場合、選挙権に反映されませんので、早めの手続きをお願いします。

平成29年度 一般会計収入支出決算総括表

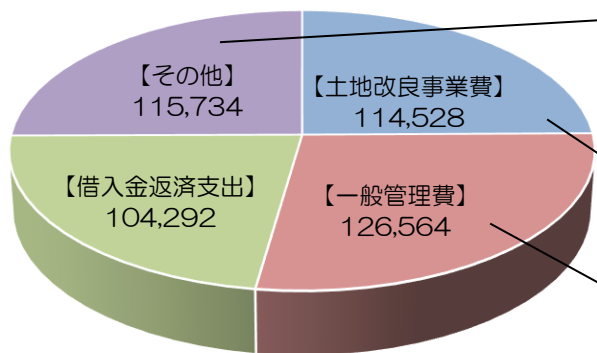
単位：千円

収入の部 1,024,354



運営事務費	141,068
用水施設管理費	69,781
排水機場管理費	21,363
地区管理費	13,656
償還賦課金	47,122
借入金収入	32,940
附帯事業収入	6,459
基本財産運用収入	12
特定資産積立収入	57,107
補助金収入	46,690
交付金収入	31,544
受託料収入	10,240
雑収入	3,276

支出の部 461,118

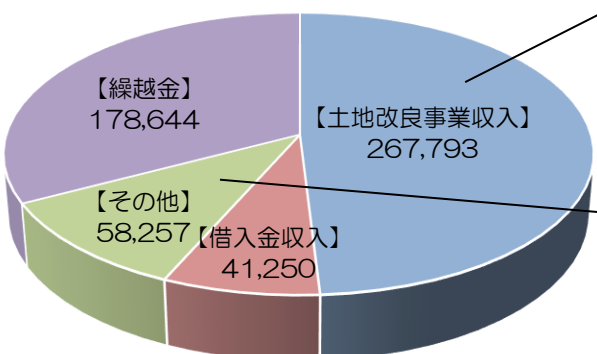


負担金等	46,578
固定資産取得支出	1,060
積立金支出	17,496
積立金繰出支出	50,600
維持管理費支出	95,489
適正化事業支出等	8,799
受託業務費支出	10,240
運営事務費支出	120,653
事務所費支出	5,911

令和元年度 一般会計収入支出予算総括表

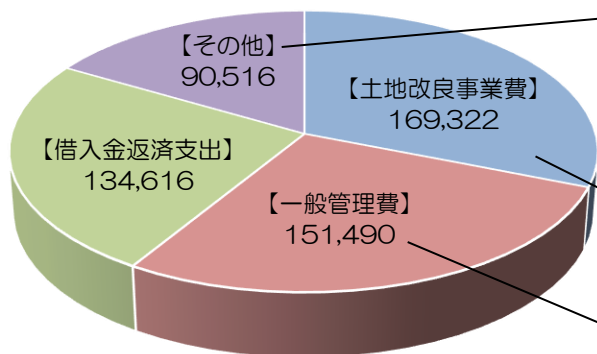
単位：千円

収入の部 545,944



運営事務費	141,227
用水施設管理費	63,807
排水機場管理費	32,864
地区管理費	10,890
償還賦課金	19,005
附帯事業収入	5,723
特定資産積立等	343
交付金収入等	34,245
受託料収入	10,240
雑収入	423
積立金取崩収入	7,283

支出の部 545,944



負担金等	54,764
固定資産取得支出	400
積立金支出	10
積立金繰出支出	20,342
予備費	15,000
維持管理費支出	146,319
適正化事業支出等	12,763
受託業務費支出	10,240
運営事務費支出	134,550
事務所費支出	16,940

※令和元年度より、収支予算から特定資産を分離して管理することにいたしました。

財産目録

平成30年 3月31日 調製
単位：円

摘要	金額
資産の部	
流動資産	222,839,472
現金及び預金	207,168,319
未収賦課金	715,840
短期未収金	14,955,313
固定資産	3,725,304,770
①有形固定資産	2,748,727,551
山林、宅地及びその従物	4,103,624
建物及び附属設備	4,099,279
所有土地改良施設	2,404,927,073
土地改良施設用地等	334,548,339
機械及び装置	14
車両運搬具	811,753
工具、器具等	237,469
②無形固定資産	535,238,123
受託土地改良施設使用収益権	530,847,853
地上権	3,879,070
ソフトウェア	511,200
③その他固定資産	441,339,096
イ 基本財産	21,010,208
山林、宅地及びその従物	20,050,208
基本財産有価証券及び出資金	960,000
ロ 特定資産	369,790,067
職員退職手当積立金	49,345,462
決済金	65,140,218
土地改良事業基金積立金	252,081,918
国有財産長期使用料	144,234
施設用地取得等費用	768,235
適正化事業拠出金	2,310,000
ハ その他資産	50,538,821
長期未収賦課金等	16,591,911
保険料積立金	11,607,610
リサイクル預託金	39,300
長期貸付金	22,300,000
資産合計	3,948,144,242
負債の部	
流動負債	26,367,567
未払金	24,942,779
預り金	1,424,788
固定負債	319,509,065
公庫資金等長期借入金	73,779,047
その他の長期借入金	100,604,000
職員退職手当引当金	79,205,800
決済金引当金	65,140,218
適正化事業拠出金未払金	780,000
負債合計	345,876,632
正味財産	3,602,267,610

お知らせ

- ・ 組合員資格得喪通知書
 - ・ 地区除外申請書
 - ・ 他目的使用申請書
- の様式は、ホームページに載せておりますので、ご利用ください。
なお、随時情報を更新しておりますのでご覧ください。

URL

<http://odagawa.jp>



賦課金の期限内納入にご協力をお願いします！ 納期限 令和元年10月31日

納入された賦課金は、主に用排水施設の維持管理費、区画整理等の工事費の償還に充てられます。納期限内に完納されますようお願いいたします。未納のままにしておくことは、賦課金を納入した組合員に対しても負担になり、迷惑をかけることになります。

本年度の賦課金は、令和元年5月1日現在の土地原簿記載の面積により計算し、賦課金納入通知書を発行しております。

賦課金の納入場所は、本土地改良区事務所及び指定の金融機関又は口座振替となっておりますので、納期限内に完納しましょう。6月1日から7月1日までに納入しますと、前納奨励金として1%交付されますが、未納金があると交付されません。

また、賦課金を納付期限内に納入されない場合は、規定により元金百円につき、日歩5銭(年率18.25%)の延滞金が加算され、更に納入が遅れると差押え手続が進められ、最後に公売となりますので、ご注意ください。

〇滞納者の方へ

賦課金は、各施設の維持管理費、各事業の償還金に充当する重要な運営費です。未収金が多くなれば賦課金が増える原因となりますので、滞納者に対しては、今まで以上に厳しく差押え及び公売を実施してまいります。尚、納付が困難な方は、相談に応じますので賦課金係までお問い合わせ下さい。

令和元年度 地区別10a当り賦課基準額

納入期日 { 令和 元年 6月 1日から
令和 元年10月31日まで

単位：円

賦課種別	運 営 事務費	飯詰川地区				桃崎地区		川 山 地 区	毘沙門 地 区	三ノ沢地区			二ノ沢地区		雲雀野 地 区	
		排 水 有	排水無	勸兵衛放		勸兵衛放	排 水 有			排水無	二ノ沢地区					
經常賦課金	運営事務費	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	
管 理 費	用水施設	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	
	排水施設		森内(1) 485	森内(2) 242.5				森内(1) 485	森内(1) 485	森内(1) 485	駒留 405		森内(1) 485	駒留 405	森内(1) 485	
	地 区		365	365	365	365	495	495			200	200	200	165	165	
特 別 賦 課 金	用 水															
	排水地区		森内(1) 1,250	森内(2) 625		暗渠 565		暗渠 565	森内(1) 1,250	森内(1) 1,250	森内(1) 1,250		森内(1) 1,250		森内(1) 1,250	
	区画整理等		45	45	45	45										
	基幹第3															
合 計		5,045	7,190	6,322.5	5,455	6,020	5,540	6,105	6,780	6,780	6,980	5,650	5,245	6,945	5,615	6,780
前年度比較		0	540	2,675	△ 5	560	△ 240	325	545	545	560	145	15	520	105	545

賦課種別	金木南部 地 区	金木中部地区			更 生 地 区	金木北部 地 区	川 倉 地 区	中里南部 地 区	中里中部 地 区	中里北部地区			沖 原 地 区	花 持 地 区	高 根 排水機場	
		(1)	(2)	(3)						(1)・(1)	(2)・(1)	(2)・(2)				
經常賦課金	運営事務費	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	
管 理 費	用水施設	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	
	排水施設	駒留 405	金木(1) 280	金木(2) 224		基幹若宮 285 新河 340	基幹若宮 285 新河 340	基幹若宮 285 新河 340	中里(1) 4,435	中里(1) 4,435	第8号 1,655	第8号 1,655			第8号 1,655	
	地 区					655		270	665	150	60	60	90		3,175	
特 別 賦 課 金	用 水															
	排水地区		金木(1) 80	金木(2) 64		新河 170	新河 170	新河 170	中里(1) 790	中里(1) 790						
	区画整理等						3,465									
	基幹第3							95								
合 計		5,450	5,405	5,333	5,045	5,700	5,840	9,575	6,600	10,420	10,330	5,105	6,790	6,700	8,220	6,700
前年度比較		130	△ 5	△ 4	0	0	115	△ 255	△ 90	955	1,080	△ 5	0	5	0	5

次のような場合、土地改良区へ届出が必要です

公共機関(市町、法務局等)で手続を行なっても、**土地改良区へ届出**がなければ台帳などの修正は行われません。

組合員に関すること	農地を転用するとき	土地改良施設を利用するとき
<p style="text-align: center;">組合員資格得喪通知書提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の売買又は贈与及び交換 農地を賃貸又は解約 経営移譲をされたとき 組合員の方が亡くなったとき 住所の変更 	<p style="text-align: center;">地区除外申請書、農地転用などの通知及び意見書交付願提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地を住宅用地に転用 農地を公共用地(道路など)買収による転用 <p style="text-align: center;">※このような場合は決済金の納付が必要です</p>	<p style="text-align: center;">他目的使用申請書提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水放流(浄化槽処理等) 農道使用 水路敷 工事に伴う農道・水路使用

- ◎ 組合員資格得喪通知書提出時は、農業委員会許可書類等と双方の印鑑が必要です。
- ◎ 土地改良施設(用排水路、農道等)を何らかの目的で使用する場合は、関係する**維持管理委員会の同意を得て**から『他目的使用申請書』を提出し、許可を得て、**使用料**を納付してから使用することになります。
- ◎ 決済金、使用料、諸手数料等詳細は土地改良区までお問い合わせください。

各地区維持管理委員

◎ 委員長 ○ 副委員長

任期 平成30年10月 1日
令和 2年 9月30日

◆飯詰川地区 (17名)

- ◎ 石谷 永一 沖飯詰
- 藤森 章逸 桃崎
- 白取 徹 桜田
- 中谷 浩一 飯詰

◆川山地区 (10名)

- ◎ 秋田 健仁 川山
- 藤森 幸範 川山

◆毘沙門地区 (11名)

- ◎ 成田 昭則 毘沙門
- 佐藤 善一 毘沙門
- 山口 勇司 毘沙門

◆桃崎地区 (6名)

- ◎ 葛西 秀一 桃崎
- 葛西 行則 桃崎

◆二の沢ため池地区 (10名)

- ◎ 櫻井 良一 長富
- 中元 武廣 長富

◆三の沢ため池地区 (9名)

- ◎ 太田 眞 長富
- 成田 好廣 中柏木

◆金木南部地区 (10名)

- ◎ 濱田 和人 嘉瀬
- 吉崎 耕市 嘉瀬

◆金木中部地区 (15名)

- ◎ 須崎 悠悦 嘉瀬
- 津島 勇人 沢部
- 泉谷 信治 喜良市

◆金木北部地区 (12名)

- ◎ 白川 幸蔵 沢部
- 原田 繁福 藤枝

◆川倉地区 (8名)

- ◎ 泉谷 雅彦 川倉

◆更生地区 (4名)

- ◎ 成田 昌利 更生
- 今 忠弘 更生

◆雲雀野地区 (3名)

- ◎ 松川 勉 嘉瀬
- 木下 寛人 嘉瀬

◆宮野沢地区 (3名)

- 中畑 茂則 宮野沢
- 外崎 満幸 宮野沢

◆中里南部地区 (20名)

- ◎ 大川 幸則 大沢内
- 米塚 文一 福浦
- 菊池 隆彦 深郷田

◆中里中部地区 (11名)

- ◎ 成田 有希 五林
- 岩田 肇 向町

◆中里北部地区第一工区 (7名)

- ◎ 木村 豊 上高根
- 長尾 彰秀 下高根

◆中里北部地区第二工区 (5名)

- ◎ 小寺 賢正 薄市
- 秋元 義孝 薄市
- 成田 誠 薄市

◆花持地区 (10名)

- ◎ 下山 洋樹 薄市
- 野上 茂樹 下高根

◆沖原地区 (4名)

- ◎ 下山 洋樹 薄市
- 野上 茂樹 下高根

東北農政局 津軽土地改良建設事務所からのおねがい

日頃より国営小田川二期地区の事業推進にご協力を賜りお礼申し上げます。

ダム、頭首工などにより、河川から取水するに当たっては、その量や期間について定められた水利権に基づいて行う必要（河川法）があります。小田川地区の水利権は農林水産大臣が取得し、その利用は小田川土地改良区や農業者の皆様にご委託されています。当事務所では、適時適切な取水の管理を皆様をお願いするとともに、取水量の確認をしています。

この水利権については、改良区事務局とも連携して、地域の営農形態の変化に応じた見直しを行い（平成24年3月30日）、異常気象がなければ、苗代用水は4月1日から、代かき用水は5月1日から取水可能となっています。

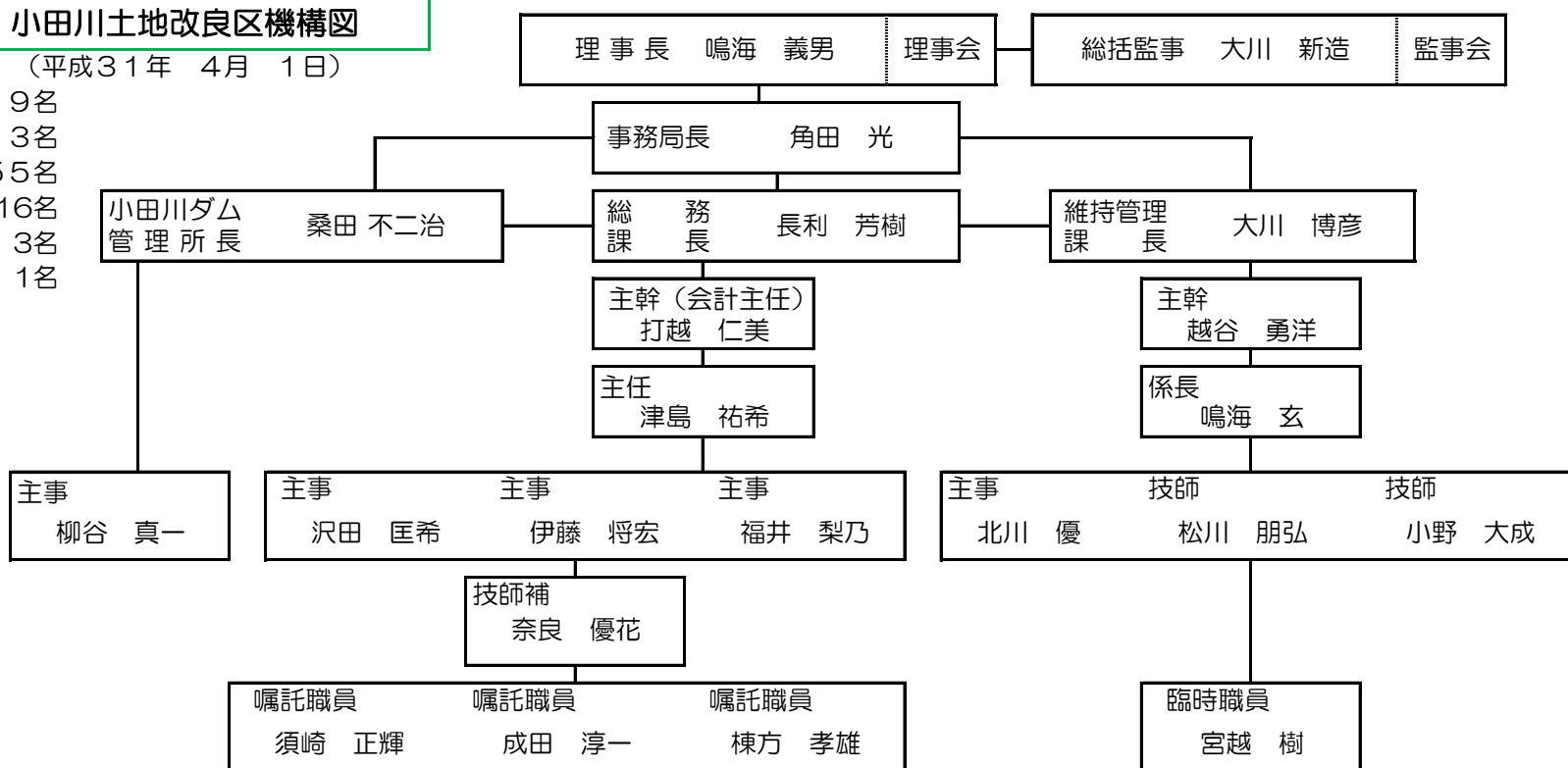
土地改良区からのおねがい

用排水路や土地改良施設の維持管理の経費は、関係組合員の賦課金で賄われています。毎年のことですが、草刈り後や肥料袋等を放置したままにしておきますと、水路に入り揚排水機場及び水中ポンプに流れて故障原因となります。復帰までの時間、修理の経費もかさみますので、組合員個々にほ場からゴミを出さないようにご協力をお願いします。

小田川土地改良区機構図

(平成31年 4月 1日)

理事 9名
 監事 3名
 総代 55名
 職員 16名
 嘱託職員 3名
 臨時職員 1名



人事往来

平成31年3月31日付をもって棟方孝雄（総務課長・定年後再雇用）、再雇用者の三上友彦、棟方美知男、小寺栄佐雄、工藤文浩が退職いたしました。長い間大変お疲れ様でした。

平成31年4月1日より、沢田匡希（総務課主事）、奈良優花（総務課技師補）を新規採用いたしました。

訃報

葛西正道総代（中泊町）が平成31年2月21日逝去、長利弘明総代（豊岡）が令和元年5月4日逝去されました。葛西総代は平成3年より、長利総代は平成15年より小田川土地改良区総代に就任し、土地改良事業推進に尽力なされました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。